

沖縄県教育委員会訓令の一部改正（沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令）

総務課

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第4条第1項第2号及び沖縄県教育庁事務決裁規程第5条第1号の規定に基づき、統括監専決により処理したので、同規則第6条の規定により報告する。

1 訓令の概要（沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令）
教育庁等職員の人事評価に関して必要な事項を定めた教育委員会訓令

2 改正の経緯及び必要性

全国高校総体推進室長の廃止に伴い、人事評価の1次評価者である室長等から、同職を削るため、訓令の規定を整理する等の必要がある。

3 改正の概要

- (1) 人事評価の1次評価者である室長等から「全国高校総体推進室長」を削る。（別表第1関係）
- (2) その他所要の改正を行う。（第4条及び第20条関係）
- (3) この訓令は、令和2年4月1日から施行する。（附則）

4 公布日（公報掲載日）及び施行年月日

公 布 日 令和2年3月31日

施行年月日 令和2年4月1日

5 根拠法令 地方公務員法第23条の2

6 添付資料 新旧対照表

新旧対照表

沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第3号）新旧対照表																					
改正案	現行																				
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（人事評価の方法）</p> <p>第4条 人事評価は、能力評価（職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う勤務成績の評価をいう。以下同じ。）及び業績評価（職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う勤務成績の評価をいう。以下同じ。）により行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>法第22条</u>の条件付の採用を正式のものとするか否かについての判断のために行う人事評価は、第3章の規定により行うものとする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第5条～第19条（略）</p> <p>（特別評価における評価者の指定）</p> <p>第20条 特別評価を行う者（以下この章において「特別評価者」という。）は、<u>法第22条</u>に規定する条件付採用期間中にある職員（以下この章において「被特別評価者」という。）が所属する組織又は機関の長とする。</p> <p>第21条～第31条（略）</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1 次評価者、2 次評価者及び実施権者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織区分</th> <th>被評価者</th> <th>1 次評価者</th> <th>2 次評価者</th> <th>実施権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組織区分	被評価者	1 次評価者	2 次評価者	実施権者						<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（人事評価の方法）</p> <p>第4条 人事評価は、能力評価（職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う勤務成績の評価をいう。以下同じ。）及び業績評価（職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う勤務成績の評価をいう。以下同じ。）により行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>法第22条第1項</u>の条件付の採用を正式のものとするか否かについての判断のために行う人事評価は、第3章の規定により行うものとする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第5条～第19条（略）</p> <p>（特別評価における評価者の指定）</p> <p>第20条 特別評価を行う者（以下この章において「特別評価者」という。）は、<u>法第22条第1項</u>に規定する条件付採用期間中にある職員（以下この章において「被特別評価者」という。）が所属する組織又は機関の長とする。</p> <p>第21条～第31条（略）</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1 次評価者、2 次評価者及び実施権者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織区分</th> <th>被評価者</th> <th>1 次評価者</th> <th>2 次評価者</th> <th>実施権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組織区分	被評価者	1 次評価者	2 次評価者	実施権者					
組織区分	被評価者	1 次評価者	2 次評価者	実施権者																	
組織区分	被評価者	1 次評価者	2 次評価者	実施権者																	

<p>注1・注2 (略)</p> <p>注3 室長等とは、沖縄県教育庁組織規則第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長及び学力向上推進室長をいう。</p> <p>別表第2～別表第5 (略)</p>	<p>注1・注2 (略)</p> <p>注3 室長等とは、沖縄県教育庁組織規則第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、学力向上推進室長及び全国高校総体推進室長をいう。</p> <p>別表第2～別表第5 (略)</p>
---	--

(注) 訓令の改正規定に係る部分の対照箇所にあるアンダーラインを引くこと。